

●(仮称)特別養護老人ホーム 神明園 大規模改修工事

【公募区分】福祉

【募集期間】2020/01/20～2020/02/02

【入札日】2020/03/10

【地域名】羽村市

【記事タイトル】(仮称)特別養護老人ホーム 神明園 大規模改修工事

【件名】(仮称)特別養護老人ホーム 神明園 大規模改修工事 (羽村市神明台4ノ2ノ2)

【発注者】社会福祉法人 亀鶴会 (羽村市神明台4ノ2ノ2)

【設計監理】Studio Γ(ガンマ) 一級建築士事務所

【建物概要】鉄筋コンクリート造地下1階地上4階塔屋1階建、延床6172.26㎡、1999年2月竣工、建築面積1684.16㎡、敷地面積3268.68㎡

【工事概要】照明器具LED交換工事、防犯カメラ設置工事、煙感知器交換工事、給湯管配管工事、汚物除去機交換工事、厨房改修工事、浴室ボイラー入替工事、倉庫改修工事、雨水槽排水システム改修工事、雨水

槽排水ポンプ交換工事。

【予定工期】契約締結日(2020年10月31日)。

【応募条件】(a) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと (b) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成28年4月1日付「財経総第1543号財務局長決定」)に基づく指名停止期間中など、指名から除外する期間中でない者であること (c) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付「財経庶第922号」)第5条に基づく排除措置期間中でないものであること (d) 建設業の許可を有すること (e) 東京都内に所在し、契約締結権限を有する本店・支店または営業所であること (f) 経営事項審査総合評価点(建築一式) P点1300点以上 (g) 東京都の平成31・32年度(2019・2020年度)競争入札参加有資格者で、格付が建築工事においてAランク (h) 経営不振の状態(会社更生法第21条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法第211条第1項に基づき再生手続開

始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りとなったとき等)にないこと (i) 次の全ての条件を満たす工事実績を1件以上有すること: ①建物主要用途が特別養護老人ホームまたは介護老人保健施設②大規模改修工事③建築基準法の建物延床面積が1件当たり1000㎡以上④2010年1月1日から2019年12月31日までの間に竣工⑤元請として受注。

【提出書類】(イ) 入札参加希望票(指定書式 <http://www.simeien.or.jp/>よりダウンロード可) (ロ) 会社概要・会社案内 (ハ) 東京都建設工事等競争入札参加資格受付票 (ニ) 建設業許可通知書 (ホ) 経営事項審査総合評価点証明書(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書) (ヘ) 東京都における等級格付証明書(競争入札参加資格審査結果通知書) (ト) 直近10年間の同種施工実績表(元請・下請の別、建物規模、入居者の居ながら工事か否か、請負金額を明記)。

【提出期限】2020年1月20日(2月2日午前10時)午後5時必着(郵送・持

参)。

【提出先(電子版)】〒205-0023 羽村市神明台4ノ2ノ2 社会福祉法人 亀鶴会 事務局 関谷宛 042-579-2711 <http://www.simeien.or.jp/>